新規申請

《全員共通で必要なもの》

①	**□小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書**
	申請者は被保険者（患児が国民健康保険に加入している場合は、住民票上の世帯主（世帯主が保護権を有していない場合は、患児の保護権を持つ方））になります。
	単身赴任等で被保険者が患児と同居していない場合、患者と同居している保護者が申請者になる事ができます。
②	**□小児慢性特定疾病医療意見書（新規申請用）**
	指定医のみが記載することができます（文書料は自己負担となります）。
	医療意見書の有効期間は、申請日から起算して**３カ月以内に記載されたもの**です。
③	**□健康保険証等（※）のコピーまたはマイナポータルから医療保険の資格情報を印刷したもの （※）健康保険証（有効期限内のもの）、資格確認書、資格情報のお知らせ**
	患児が区市町村の国民健康保険に加入している場合 住民票上の世帯で、国民健康保険に加入している方全員分
	患児が国民健康保険組合に加入している場合 患児と記号・番号・保険者番号が同じ国民健康保険組合に加入している方全員分 （別居している方も含みます）
	患児が被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など）に加入している場合 申請者と患児分
④	**□受診医療機関申請書**
	小児慢性特定疾病の治療で利用する指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）を**全て**記載してください。※受給者証には「全国の小児慢性特定疾病指定医療機関」と記載されます。
⑤	**□世帯調書**
	記載例を参考に、**同一の医療保険に加入している方々を記載してください。**
	記載例を参考に、**対象者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。**※記載については、「個人番号（マイナンバー）の記載等に係る注意点」もご参照ください。
⑥	**□申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類**
	個人番号（マイナンバー）を確認するため、下記のいずれか１点をお持ちください。 《個人番号確認書類》 個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行から３か月以内のもの） ※代理人による申請の場合でも、申請者本人の個人番号が確認できる書類が必要です。 （なお、代理人による申請の場合は、別途「⑱委任状」も必要です）
⑦	**□窓口に来られる方の身元が確認できる書類**
	顔写真付きの身分証明書１点又は顔写真付きでない身分証明書２点のいずれかが必要です。 《顔写真付きの身分証明書の例》 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、住基カード、特別永住者証明書、 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳　など 《顔写真付きでない身分証明書の例》 健康保険証、年金手帳、小児慢性特定疾病や指定難病等の医療受給者証、母子健康手帳　など ※代理人による申請の場合でも、申請者本人の個人番号が確認できる書類が必要です。 （なお、代理人による申請の場合は、別途「⑱委任状」も必要です）
⑧	**□医療保険の保険者への情報提供等についての同意書**
	区が医療保険者に所得区分の照会を行うために必要ですので、提出してください。
⑨	**□医療意見書情報の研究等への利用についての同意書**
	医療意見書の情報が研究等に利用されることに同意をいただける場合に提出してください。

《該当する方のみ提出するもの》

⑩	**□住民税課税（非課税）証明書**
	患児が国民健康保険組合に加入している方の場合、 同一保険に加入している方全員分（証明書で扶養となっていることが確認できる方の証明書は不要）。
	患児が被用者保険に加入していて、かつ被保険者が非課税の場合、被保険者分
	申請日が４月～６月の場合は前年度の証明書、申請日が７月～３月の場合は当年度の証明書が必要です。
	※上記の２パターンに該当していない方でも、個人番号（マイナンバー）の提出を拒否する場合、江戸川区で住民税等の課税資料を確認できない場合、提出が必要となります。
⑪	**□公的年金等の収入に係る申出書**
	課税金額が窓口で確認できる書類をお持ちの方以外は提出してください。
⑫	**□公的年金等の収入の種類と金額を証明する書類（年金振込通知等のコピー）**
	住民税非課税世帯で、申請者が障害年金、特別児童扶養手当等を受給している場合は提出してください。
⑬	**□重症患者認定申告書**
	今回申請する疾病により患児の病状が、申告書に記載の重症患者認定基準に該当する場合は提出してください。
⑭	**□身体障害者手帳等のコピー又は障害年金証書のコピー**
	「⑬重症患者認定申告書」を提出する場合、氏名と対象部位の障害の等級がわかる部分をご提出ください。
⑮	**□人工呼吸器等装着者証明書**
	今回申請する疾病により人工呼吸器、体外式補助人工心臓及び埋め込み式補助人工心臓を装着しており、自己負担上限月額の特例の認定を受けることを希望する場合にご提出ください。
	証明書の有効期間は、申請日から起算して**３カ月以内に記載されたもの**です。
⑯	**□同一世帯の小児慢性特定疾病医療受給者証又は特定医療費指定難病受給者証のコピー**
	自己負担上限月額の按分特例を希望する場合にご提出ください。
⑰	**□按分特例対象者の健康保険証等（※）のコピーまたはマイナポータルから医療保険の資格情報を印刷したもの（※）健康保険証（有効期限内のもの）、資格確認書、資格情報のお知らせ**
	⑯按分特例の対象者が同一保険に加入していることを確認するため、ご提出ください。
⑱	**□委任状（マイナンバー）**
	申請者の方以外が申請書類を提出する場合にご提出ください。 （世帯調書にマイナンバーを記載した場合のみ）
⑲	**□保護証明書（発行から３か月以内）**
	生活保護、中国残留邦人等支援給付受給中の方（マイナンバー利用で省略可）
⑳	**□転入前の自治体発行の小児慢性特定疾病医療受給者証のコピー**
	江戸川区以外の自治体から転入された方
	※新規申請の取扱いとなります。
	※転入前の自治体発行の「小児慢性特定疾病医療受給者証」の有効期限が３か月未満の場合、継続申請用の医療意見書も提出することで更新申請を兼ねることができます。
	その他追加書類
	特定疾病療養受領証（マル長）を所持している場合はそのコピー
	里親や児童養護施設長が申請者の場合、児童相談所が交付する受診券（マル児受診券）のコピー
	患児と同一保険に加入している方が江戸川区外にお住まいで、マイナンバーの利用を拒否する場合、 住民票（世帯全員、続柄あり、発行から３か月以内）が必要になります。